



松戸市大学生等SDGs活動参加・入居支援 補助金申請について



I 補助金の目的

松戸市 SDGs 未来都市計画における「Z世代を起爆剤に多様な主体が奏でる常盤平団地エリアのり・ブランディング」を推進するため、新たに常盤平団地へ居住し、松戸市が主催する「大学生等 SDGs 活動」へ参画する学生等の裾野を広げていくことを狙いとしています。

II 補助対象者、補助限度額

1 対象者（①～③すべてに該当する方）

- ① 自ら居住するために常盤平団地を借り受け（補助金申請年度の初日の属する年の2月1日から3月31日までに賃貸契約を締結した場合も含む）、当該住戸を住民票上の住所地としている30歳未満（申請年度の初日時点）の大学生等※（原則単身世帯に限る）

※「大学生等」とは下記に該当する者となります

大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る）に在学する者

- ② 「大学生等 SDGs 活動」※へ参加している、又は補助金申請年度内に参加する者

※「大学生等 SDGs 活動」は主に以下の活動となります。

活動名称	(参考) 令和5年度の開催日
常盤平団地エリアにおける大学生等による地域ミーティング（通称：Meetup）	各月の最終土曜日
松戸市内の大学生によるまつど SDGs フォーラム	令和6年2月
松戸市内の大学生によるまつど SDGs ワークショップ	令和5年9月、10月

☞ 令和6年度の開催日時等は申請後、松戸市よりご案内します。

また、その他の活動を実施する際は松戸市より申請者へご案内します。

- ③ 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者

2 補助対象経費

- ① 引越業者へ支払った代金
② 引っ越しにあたり購入した家具代金（電化製品は対象外）

3 補助金額

補助対象経費に該当する費用に対して、最大100,000円を補助します。

4 注意事項

対象者に該当しない者が申請した場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、虚偽の申告をした場合、松戸市の指導に従わない場合には、松戸市は申請者に対し交付済みの補助金の返還命令、未交付の補助金の交付差し止めを行います。

Ⅲ 申請の流れ

1. 申請書の提出（提出先：松戸市 政策推進課 SDGs 推進担当室 *末尾に連絡先記載）

下記書類を揃え、松戸市に提出してください。（送付又は持ち込み）

【提出書類】

- 松戸市大学生等 SDGs 活動参加・入居支援補助金交付申請書（第1号様式）
- 住民票
- 賃貸借契約書の写し
- 誓約書
- 大学生等であることを証明するもの（学生証など）



2. 交付決定通知書の送付

上記申請を受けて、松戸市から交付決定通知を送付いたします。



3. 実績報告書の提出（提出先：松戸市 政策推進課 SDGs 推進担当室 *末尾に連絡先記載）

交付決定通知受理後、下記書類を揃え、実績報告をお願いします。
（必要書類を速やかに提出してください。）

【提出書類】

- 松戸市大学生等 SDGs 活動参加・入居支援補助金実績報告書（第4号様式）
- 大学生等 SDGs 活動参加報告書（第4号様式 別記様式）
- 補助対象経費の支出内容がわかるもの（領収書の写し、通帳の写し等）



4. 交付額決定通知書の送付

上記報告を受けて、松戸市から交付額確定通知を送付します。



5. 請求書の提出（提出先：松戸市 政策推進課 SDGs 推進担当室 *末尾に連絡先記載）

交付確定通知受理後、下記書類を揃えご提出をお願いします。

【提出書類】

- 松戸市大学生等 SDGs 活動参加・入居支援補助金交付請求書（第6号様式）
- 補助金振込先口座の通帳の写し

上記の書類を松戸市で受理、確認後に振込指定口座へ補助金が入金されます。



松戸市役所 総合政策部 政策推進課
SDGs 推進担当室

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5
（松戸市役所 新館 5 階）

Tel : 047-704-4006

Mail : sdgs@city.matsudo.chiba.jp

